

緊急消防援助隊AP 想定する地震・被害

1 想定する地震（首都直下地震）

(1) 想定ケース

中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月）」において防災・減災の対象とする地震とされたM7クラスの首都直下地震（19地震）のうち、被災量が最も大きく中央防災会議被害想定がその対象とした都心南部直下地震

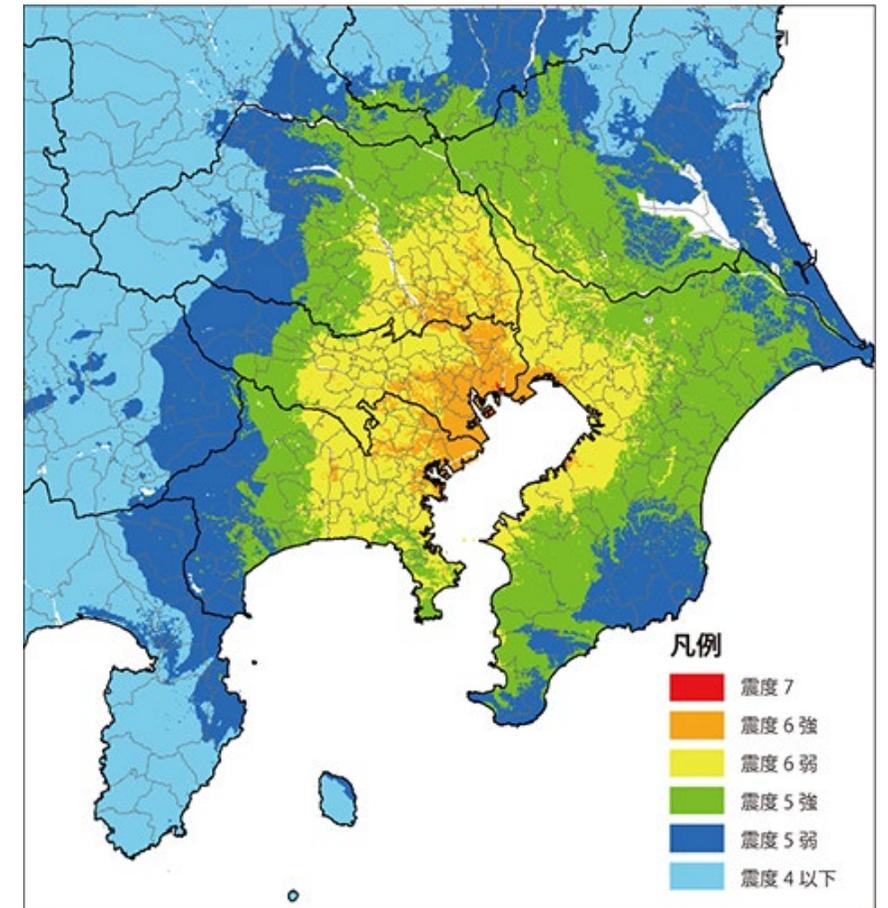
(2) 想定する被害

中央防災会議防災対策推進検討会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」による首都直下地震の被害想定概要（全6パターン）のうち、死者数及び全壊・焼失棟数が最大となるケース【時間帯：冬夕、風速：8m/s】を想定。

	全壊・焼失棟数（棟）	死者数（人）
茨城県	約 1,300	-
栃木県	約 80	-
群馬県	約 90	-
埼玉県	約 97,000	約 2,400～3,800
千葉県	約 42,000	約 900～1,400
東京都	約 333,000	約 8,900～13,000
神奈川県	約 136,000	約 3,600～5,400
山梨県	-	-
静岡県	-	-
合計	約 610,000	約 16,000～23,000

【表1】

【都心南部直下地震の震度分布】



緊急消防援助隊AP 適用基準

- 1 本アクションプランは、**東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合**に適用する。
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用する。

応急対策職員派遣制度AP 想定・適用基準（案）

想定する被害について、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」においては全壊棟数及び避難者数の2項目に着目していたが、首都直下地震の被害想定では都県ごとの避難者数が示されていない。したがって、**想定する地震・被害及び適用基準について、緊急消防援助隊APと同様とする**（「消防庁長官が判断」については、「総務省が判断」とする。）。

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画

※ 平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月30日第6回改定

第1章 具体計画の適用について

2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、**東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。**
- ② **ただし、東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。以下同じ。）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、防災関係機関は、判明した状況に応じて、具体計画を適宜修正しながら災害応急対策活動を開始する。**
- ③ 上記①又は②に該当する地震が発生した後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

- ① 政府は、速やかに緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定するとともに、必要があると認めるときは災害緊急事態の布告を閣議にて決定し、速やかに法第108条の規定に基づく災害緊急事態への対処基本方針を定める。
- ② 対処基本方針には、次に掲げる事項を定め、広く国民及び企業に対して協力を要請する。
 - ア 災害応急対策に必要な部隊、物資等を被災地に投入するための緊急輸送ルートを確認し、緊急通行車両等の通行の確保に全力を挙げること
 - イ 国防、社会秩序の維持及び消防のために不可欠な部隊を除く警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）その他の応援部隊を被災地に迅速に最大限投入し、人命救助を第一とした災害応急対策活動に全力を尽くすこと
 - ウ 1都3県のうち甚大な被害が見込まれる区域に対して、応援部隊を重点的に投入すること
 - エ 被災地域以外の警察、消防が被災地への対応に全力を挙げなければならないことを踏まえ、広く国民及び企業に対して、防犯、防災、防火、救急等に関し、自助・共助の意識をもって各地域で取り組むよう、積極的な理解と協力を求めること
 - オ 食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を被災地向けに全国からできる限り確保し、遅滞なく供給するとともにこれらの物資の買いだめ、買い急ぎを防止すること
 - カ 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインの復旧に全力を挙げるとともに、道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの早期復旧を目指すこと
 - キ 被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者等に対して「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求めること
- ③ 緊急災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行う。

(3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携

- ① 政府は、首都直下地震が発生した場合には、被災都県災害対策本部と密接な連携を図るため、被害状況に応じて、速やかに緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。現地対策本部の設置場所は、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）のほか、1都3県の各都県庁のうち、1箇所又は複数箇所に設置する。
- ② 現地対策本部は、被災都県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。
- ③ 現地対策本部は、関係する省庁、都県（市区町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害ごとに設定するテーマ（主な災害対応）に沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。
- ④ 現地対策本部は、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を行うため、調整会議を開催するものとする。
- ⑤ 電力供給網、通信網等に支障が生じた場合には、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省その他の関係省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、速やかにライフライン施設の応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対処方針等に基づき、必要に応じて、ライフライン事業者の事業所等の現場での実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(4)、(5) 略